

マイクロバスの適切な貸渡し等について

令和元年5月10日、群馬県内において、マイクロバスが崖下に転落し多くの方々が重軽傷を負う事故が発生しましたが、この事故については、道路運送法に基づく許可を受けたレンタカー事業者が、道路運送法に違反する「いわゆる白バス運行」を行った上で発生させたものであることが判明しています。

このような違法行為及び重大事故の発生は、レンタカー事業全体の社会的信頼を失墜させることになりかねません。今後、このような違法行為及び重大事故が繰り返されることのないよう、事業者様におかれては、下記についてご留意・ご理解の上、レンタカー事業の適切な運営に努めてくださるようお願いいたします。

記

1. 白バス行為の禁止について

(1) 道路運送法に基づく自家用自動車の有償貸渡し（レンタカー事業）の許可は、白バス行為などの自動車運送事業の経営に類似するおそれがある場合には許可しないものであり、許可取得後において白バス行為などの重大な法令違反が認められたときには許可を取消すことがあることを許可の条件としております。

(2) レンタカーの貸渡しに当たっては、

- ① レンタカー事業者が「運転手付き」で貸渡しを行うこと
- ② レンタカー事業者が、特定の運転者を利用者（借受人）に対して紹介やあっせんを行うこと

については、いずれも道路運送法に違反する行為に該当します。こうした違法行為が認められたときには、レンタカー事業の許可を取消すことがあります。

なお、①及び②については、その趣旨を事務所において公衆に見やすいように掲示することになっておりますので、ご確認をお願いいたします。

(3) また、マイクロバスの貸渡しに当たっては、利用者から「運行区間又は行先」、「利用人数」及び「利用目的」を聴取して、貸渡簿に記載することが必要です。

2. 適切な駐車について利用者への注意喚起

マイクロバスの貸渡しの際に利用者に対して、違反とならない適当な駐車場所を確保すること、また、必要に応じ車輪止めなどの安全確保のための措置を講じること、について注意喚起を行ってくださるようお願いいたします。

3. 貸渡実績報告書の提出について

レンタカー事業者は、毎年5月末日までに、前年度（4月1日から3月31日までの間）の「貸渡実績報告書」を運輸支局へ提出することになっておりますので、必ず提出してください。